

定めようとする命令等一覧表

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
(1) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案	電波法（昭和25年法律第131号）
(2) 電波法施行規則第八条第一項の規定に基づくコミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信の無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件の一部を改正する告示案	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第8条第1項
(3) 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する告示案	電波法施行規則別表第1号の3第1の表21の項及び第2の表2の項
(4) 無線局免許手続規則第十八条第二項の規定に基づく再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件の一部を改正する告示案	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第18条第2項
(5) 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三（2）の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する告示案	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第17条及び別表第5号第3の3（2）
(6) 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三（2）の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する告示案	登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3（2）

<p>(7) 無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく 総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する告示案</p>	<p>無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第14条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号及び第3号</p>
<p>(8) 無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信の一部を改正する告示案</p>	<p>無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へ</p>
<p>(9) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案</p>	<p>電波法第7条、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項</p>